

自動車整備士の受験資格

一級、二級、三級及びタイヤ整備士等の受験資格については、各々、道路運送車両法第 55 条第 3 項並びに同条第 5 項の国土交通省令（自動車整備士技能検定規則（以下「検定規則」という。）第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 19 条の 2）に定められており、その要旨は、次のとおりです。

（１）一級（大型、小型、２輪）自動車整備士の受験資格（検定規則 第 17 条）

- ① 二級の技能検定（二級自動車シャシ整備士の技能検定を除く。②において同じ。）に合格した日から自動車の整備作業に関し 3 年以上の実務の経験を有する者
- ② 二級の技能検定に合格した者であって、一種養成施設の一級の課程を修了したもの

（２）二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士及び二級 2 輪自動車整備士の受験資格（検定規則 第 18 条第 1 項）

- ① 三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し 2 年以上の実務の経験を有する者
- ② 次に掲げる者であって、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し 1 年 4 ヶ月以上の実務の経験を有するもの
 - イ 職業能力開発校において自動車整備科の課程を修了した者であって、訓練期間が 1 年以上で訓練時間が 1,400 時間以上の職業訓練を受けたもの
 - ロ 高等学校又は中等教育学校の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者
 - ハ 船舶職員及び小型船舶操縦者法による四級海技士（機関）以上の海技士
 - ニ 航空法による航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士又は航空工場整備士の航空従事者技能証明を有する者
 - ホ 高等学校に相当する外国の学校の機械、電気若しくは電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者
 - ヘ 大学若しくは高等専門学校又は高等学校において自動車に関する学科を修めて卒業した者
 - ト 一種養成施設の三級の課程を修了した者
 - チ 自動車の整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣の定めるものにおいて三級の課程を修めて卒業した者
 - リ 国土交通大臣が、三級の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

- ③ 職業訓練指導員（自動車整備科）試験合格者であって、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し１年４ヵ月以上の実務の経験を有するもの
- ④ 次に掲げる者であって、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し１年以上の実務の経験を有するもの
 - イ 大学の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者
 - ロ 大学に相当する外国の学校の機械、電気若しくは電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者
- ⑤ 二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し８ヵ月以上の実務の経験を有する者
- ⑥ 職業能力開発校において自動車整備科を修了し、訓練期間が２年以上で訓練時間が 2,800 時間以上の職業訓練を受けた者であって、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し８ヵ月以上の実務の経験を有する者
- ⑦ 次に掲げる者であって、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し４ヵ月以上の実務経験を有するもの
 - イ 大学の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者
 - ロ 大学に相当する外国の学校の機械、電気若しくは電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者
 - ハ 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が２年以上で訓練時間が 2,800 時間以上の職業訓練を受けたもの
- ⑧ 次に掲げる者であって、二級自動車シャシ整備士の技能検定に合格したもの
 - イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法による四級海技士（機関）以上の海技士
 - ロ 航空法による航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士又は航空工場整備士の航空従事者技能証明を有する者
- ⑨ 職業能力開発総合大学校修了者
- ⑩ 一種養成施設の二級の課程を修了した者
- ⑪ 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級の課程を修めて卒業した者
- ⑫ 国土交通大臣が、（２）の各号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

（３）二級自動車シャシ整備士の受験資格（検定規則 第 18 条第 2 項）

- ① 三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し１年４ヵ月以上の実務の経験を有する者

- ② 次に掲げる者であって、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し 1 年以上の実務の経験を有するもの
 - イ 職業能力開発校において自動車整備科の課程を修了した者であって、訓練期間が 1 年以上で訓練時間が 1,400 時間以上の職業訓練を受けたもの
 - ロ 高等学校又は中等教育学校の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者
 - ハ 高等学校に相当する外国の学校の機械、電気若しくは電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者
 - ニ 大学若しくは高等専門学校又は高等学校において自動車に関する学科を修めて卒業した者
 - ホ 一種養成施設の三級の課程を修了した者
 - ヘ 自動車の整備技術の教育を行う機関であって国土交通大臣の定めるものにおいて三級の課程を修めて卒業した者
 - ト 国土交通大臣が、三級の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者
- ③ 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であって、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に関し 1 年以上の実務の経験を有するもの
- ④ 次に掲げる者であって、三級の技能検定又は自動車タイヤ整備士若しくは自動車車体整備士の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に関し 8 ヶ月以上の実務の経験を有するもの
 - イ 大学の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者
 - ロ 大学に相当する外国の学校の機械、電気若しくは電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者
 - ハ 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が 2 年以上で訓練時間が 2,800 時間以上の職業訓練を受けたもの
- ⑤ 職業能力開発総合大学校修了者
- ⑥ 一種養成施設の二級の課程を修了した者
- ⑦ 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものにおいて当該学科の二級の課程を修めて卒業した者
- ⑧ 国土交通大臣が、(3) の各号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

(4) 三級自動車整備士の受験資格（検定規則 第 19 条）

- ① 自動車の整備作業（三級二輪自動車整備士の技能検定を受けようとする者に

あつては、原動機付自転車の整備作業を含む。以下同じ。) に関し 6 ヶ月以上の実務の経験 (15 歳となった日以後の経験に限る。以下同じ。) を有する者

- ② 次に掲げる者であつて、自動車の整備作業に関し 3 ヶ月以上の実務の経験を有するもの

イ 大学の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者

ロ 大学に相当する外国の学校の機械、電気若しくは電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者

ハ 高等学校又は中等教育学校の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者

ニ 船舶職員及び小型船舶操縦者法による四級海技士 (機関) 以上の海技士

ホ 航空法による航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士又は航空工場整備士の航空従事者技能証明を有する者

ヘ 高等学校に相当する外国の学校の機械、電気若しくは電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者

ト 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者

- ③ 職業能力開発校において自動車整備科の課程を修了した者であつて、訓練期間が 1 年以上で訓練時間が 1,400 時間以上の職業訓練を受けたもの

- ④ 大学若しくは高等専門学校又は高等学校において自動車に関する学科を修めて卒業した者

- ⑤ 一種養成施設の三級の課程を修了した者

- ⑥ 自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級の課程を修めて卒業した者

- ⑦ 国土交通大臣が、三級の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

- ⑧ 職業能力開発総合大学校修了者

- ⑨ 自動車タイヤ整備士又は自動車車体整備士の技能検定に合格した者 (三級自動車シャシ整備士の技能検定を受ける場合に限る)

- ⑩ 自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者 (三級自動車ガソリン・エンジン整備士又は三級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定を受ける場合に限る)

(5) 自動車タイヤ整備士等の受験資格 (検定規則 第 19 条の 2)

- ① 受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し 1 年 4 ヶ月以上の実務の経験を有する者

- ② 次に掲げる者であつて、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し 1 年以上の実務の経験を有するもの

- イ 大学の機械、電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者
 - ロ 大学に相当する外国の学校の機械、電気若しくは電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者
 - ハ 職業能力開発校において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が2年以上で訓練時間が2,800時間以上の職業訓練を受けたもの
 - 二 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者
- ③ 次に掲げる者であって、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し8ヵ月以上の実務の経験を有するもの（ホ及びヘについては自動車車体整備士の技能検定を受ける場合に限る）
- イ 職業能力開発総合大学校修了者
 - ロ 一種養成施設の二級の課程を修了した者
 - ハ 自動車に関する学科を有する大学であって国土交通大臣が定めるものにおいて二級の課程を修めて卒業した者
 - 二 国土交通大臣が、（2）の各号に掲げる者の有する自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者
 - ホ 自動車車体整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者
 - ヘ 職業能力開発校において自動車車体整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であって、訓練期間が2年以上で訓練時間が2,800時間以上の職業訓練を受けたもの
- ④ 一種養成施設で、受けようとする技能検定に係る整備士を養成する課程を修了した者
- ⑤ 自動車に関する学科を有する大学であって、国土交通大臣が定めるものにおいて、受けようとする技能検定に係る整備士を養成する課程を修めて卒業した者
- ⑥ 国土交通大臣が、受けようとする技能検定に係る自動車の装置の整備作業に関し、（5）の各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認めた者